

【Q(設問)】は、編集元に寄せられた具体的な照会事例等を基に、事業者が直面する具体的な場面を設定しています。

◆独立行政法人に対する消費税の適用関係

独立行政法人は、通常、国の一般会計または特別会計に属している機関等を分離独立させて設立されるものであり、その行方事務および事業は国民生活および社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものとされています。

このように、独立行政法人の行方事務は非常に公共的であり、独立行政法人に対する消費税の適用関係は、通常の事業者とは異なるものと考えられます。

【A(回答)】は、Q(設問)に対して簡潔に分かりやすくまとめ、疑問点に対する明解な回答を得られるようになっています。

独立行政法人は、法人ですから消費税上の納税義務者となります。

なお、消費税法第3に掲げる要件に該当する独立行政法人は、消費税法60条4項の適用があり、仕入税額控除の調整が必要となります。

独立行政法人の納税義務

独立行政法人は、買得のとおりに非常に公共性の強いものであるが、消費税の納税義務の判定に当たっては、その行方事務または業務の内容は問わず、事業者が行った課税資産の譲渡等については納税義務があることとされています(消法4④)。

そうすると、独立行政法人は法人とする(独立行政法人通則法6)とされていますから、消費税上の事業者に該当し、納税義務者となります(消法2④四、4④)。

次に、独立行政法人に対する消費税の適用関係で注意すべき主な項目を列挙します。

(1) 独立行政法人は、消費税法9条1項の適用がありますから、基準期間の課税売上割合が50%未満の場合は、課税期間については納税義務が免除されます。

【解説】は、回答に至る根拠や考え方を明示しており、実務処理において的確・適切な対応が可能となるほか、類似事例についての考え方も確認できます。

五十音索引(あ)

買付	行われる時.....(1)2138	手数料.....(1)1845	目的物の使用場所を変更.....(1)3357	土地の一筆.....(1)3743	貸付金.....(1)1683	一身使用.....(1)2507	母子.....(1)3824	家業用.....(1)3821	資産.....(1)3821	転用.....(1)3437	ガス管の移設工事.....(1)24023	課税	一括適用.....(1)24737①-5	される程度.....(1)1820	、課税後の区分.....(1)24260	課税売上高.....(1)3277	の一部が区分できない場合.....(1)24664	を区分する方法.....(1)24448	課税売上割合.....(1)1808①(2)3450①(2)4165①(2)4725	が変動した場合.....(1)3919①(2)4719①(2)4737①-4	に準ずる割合.....(1)24163①(2)4185	の計算.....(1)24136①(2)4139①(2)4146	の計算単位.....(1)24134	手形を譲渡した場合.....(1)24148	課税資産.....(1)3651	の原材料として消費、使用.....(1)3441	課税期間.....(1)3813①(1)3501①(1)3521	の期間.....(1)3521①(1)3560	の特例.....(1)3522	を原則に課税する場合.....(1)3572	新たに課税した場合.....(1)3524	更生会社の.....(1)3556	事業を廃止した場合.....(1)3537
----	-------------------	-----------------	-------------------------	-------------------	-----------------	------------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	-----------------------	----	----------------------	-------------------	----------------------	-------------------	---------------------------	----------------------	--	--	-----------------------------	----------------------------------	--------------------	------------------------	------------------	--------------------------	----------------------------------	-------------------------	-----------------	------------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------

第4編第2章 国・地方公共団体等に対する特例

また、資本または出資の受入れをする独立行政法人にあっては、消費税法12条の2の規定の適用がありますから、その金額が1,000万円以上である独立行政法人については、基準期間がない最初の2年間については納税義務者に該当することとなります。

(2) 独立行政法人のうち消費税法別表3に掲げる要件に該当するもの(所得税法別表1に掲げる独立行政法人が該当します。)については、消費税法60条4項の規定が適用になり、仕入税額控除の計算において必要な調整計算を行うこととなります。

なお、この場合において独立行政法人通則法46条の規定により政府から交付を受ける金額は、原則として特定収入に該当することとなります。

(3) 独立行政法人の成立の際に土地および建物などの資産を引き継ぎ、それを出資とする場合には、消費税法施行令2条1項2号の金額以外の資産の出資に該当し、課税資産にかかる部分については独立行政法人の課税仕入れとなります。仕入税額控除の対象となることがされていますが、平成15年4月1日以後は、現物出資のうち、特別の法律に基づき承認に係るものについては、資産の譲渡等に類するものとされる現物出資から除くこととされました。したがって、独立行政法人がその設立の際に国等から資産を引き継ぐ場合には、消費税の課税関係は生じないこととなります。

【参考法令等】は、回答・解説の根拠となる法令等を、条文の見出しをつけて記述しています。

独立行政法人の地位は、地方自治法第101条第1項第1号に規定され、社会福祉事業の一部を形成するものとは認められないものと考えられます。そのため、ご照会の駐車場の運営については、社会福祉事業に該当する児童福祉施設の経営とは独立した事業であり、非課税とされる児童福祉施設を運営する事業には該当しないことから、その運営による資産の譲渡等については課税の対象となります。

参考法令等

消法2④(定義)

消法5④(納税義務者)

消法9④(小規模事業者に係る納税義務の免除)

消法12の2(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

消法60④(国、地方公共団体等に対する特例)

消法別表3

消令2④②(資産の譲渡等の範囲)

所法別表1(公共法人等の税)

平成13財務省告示55号(所得税法別表第1第1号の独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件)

独立行政法人通則法6(法人格)

独立行政法人通則法8(財産的基礎)

調べたい事項の位置付けがはっきりしない場合でも、【五十音索引】により登録箇所を確認できます。

第三編 事業 (製造業)

事	例	考	え	方	期	間
2 製造業	(1) 建築業者が建設現場から、自用地を仕入れ先を借りて、自用地を建設現場に持ち込んで建設する場合	自用地を仕入れ、自己において築造等を行うが、当該自用地を建設現場に持ち込んで建設する事業は、製造業に該当することから、第一種事業となる。				
(2) 飲食店が調理器具の製造業者から、加工工場に建設の予定がある自用地を借り、その自用地に調理器具を建設する事業は、製造業に該当するが、事業者が自用地に建設した調理器具を、加工工場に持ち込んで調理する事業は、製造業に該当しない。	事業者が自用地に建設した調理器具を、加工工場に持ち込んで調理する事業は、製造業に該当するが、事業者が自用地に建設した調理器具を、加工工場に持ち込んで調理する事業は、製造業に該当しない。					
(3) 買物販売業者が、自社で製造した商品を下請加工業者から買取り、加工して製品を製造する。完成品を引き取って販売する場合(加工材料は、下請加工業者が提供する場合)	買物販売業者が、自社の製造した商品を下請加工業者に委託して加工製造を依頼したとしても、商品として製品を製造する。完成品を引き取って販売する場合(加工材料は、下請加工業者が提供する場合)	買物販売業者が、自社の製造した商品を下請加工業者に委託して加工製造を依頼したとしても、商品として製品を製造する。完成品を引き取って販売する場合(加工材料は、下請加工業者が提供する場合)				

内容見本 (縮小)

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的にご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい...

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社
本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

第一法規 検索
<http://www.daiichihoki.co.jp>

担当

600570 [1001]
消費税QA (600577) 2012.9.H1

Q&A
あなたの疑問をズバリ解決!
「こんなときどうする」シリーズ

670事例を収録し
消費税の実務で生じる
様々な課題をすっきり解決!!

こんなときどうする

消費税

Q&A

本書の特色

- ◆消費税の比重が高まり、その処理も正確さが要求されています。本書は、実際に発生した事例を基に取扱いを詳しく解説しています。
- ◆消費税の日常的な実務事例から特殊な事例まで、豊富に掲載しておりますので、お困りの問題に最適な解決法を見つけることができます。
- ◆各章の冒頭に基本解説を載せ、制度を分かりやすく説明しています。



和氣 光 編著
B5判・加除式・全2巻
定価 本体15,000円+税



